

### 会計年度任用職員（教頭マネジメント支援員）募集要項

職名（職種）	パートタイム会計年度任用職員（教頭マネジメント支援員）
採用予定人数	13名
職務内容	<p>1 以下(1)～(4)の業務の補助</p> <p>(1) 市教委や外部団体からの調査業務等の事務的業務</p> <p>(2) 職員の勤怠等管理</p> <p>(3) 保護者や外部団体との連絡調整</p> <p>(4) 施設管理業務</p> <p>2 その他教頭が担う業務の補助</p>
応募資格	<p>市立学校で管理職経験を有する者</p> <p>また、地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方</li> <li>・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方</li> <li>・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方</li> </ul>
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。</p> <p>※勤務成績が良好な場合、翌々年度まで再度任用の可能性あり</p>
勤務場所	<p>札幌市立学校</p> <p>※勤務場所は敷地内禁煙です。</p>
勤務所属	札幌市教育委員会学校教育部
勤務日・時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務日：1週間当たり5日（月曜日～金曜日）</li> <li>・週休日：日曜・土曜日</li> <li>・休日：国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日</li> <li>・勤務時間：1週間当たり30時間、1日当たり6時間とし、1日当たりの割振りは次のいずれかから所属長が定める。</li> </ul> <p>(1) 8時00分から14時45分まで</p> <p>(2) 8時15分から15時00分まで</p> <p>(3) 8時30分から15時15分まで</p> <p>(4) 8時45分から15時30分まで</p> <p>(5) 9時00分から15時45分まで</p> <p>※時間外・休日勤務を命ずる場合あり</p>
給与	<p>月額 210,912円（地域手当を含む）</p> <p>※上記の金額は令和7年12月時点のものです。給与改定等により採用時に、変更されることがあります。</p>
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当等有(支給要件有)
休暇	年次休暇（任用当初から付与）、特別休暇（夏季休暇等）、その他各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険適用（加入要件有）
福利厚生	札幌市職員福利厚生会に加入（加入要件有）
公務災害	補償制度有
服務	<p>地方公務員法上の各規定が適用（サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）</p> <p>※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能</p>
スケジュール 応募方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募受付期間：令和8年2月13日（金）※必着</li> <li>・面接日程：令和8年2月下旬</li> <li>・合否決定時期：面接実施後、1週間以内</li> <li>・応募方法：写真付き履歴書（※）を下記まで持参または郵送</li> </ul> <p>※履歴書内に希望する職種を必ず記入してください。</p> <p>※書類選考後、面接を行う方のみ2月20日（金）までに電話で連絡いたします。</p> <p>※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。</p> <p>※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p> <p>※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。</p> <p>【履歴書送付先（募集者）】</p> <p>〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル</p> <p>札幌市教育委員会学校教育部教職員課人事係 宛</p> <p>※封筒の表に「会計年度任用職員（教頭マネジメント支援員）履歴書 在中」と朱書き</p>
個人情報の取扱い	履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。